

生活習慣病管理料(Ⅱ) (悪性腫瘍特異物質治療管理料、傷病手当金意見書交付料・療養同意書等との同時算定可)

①生活習慣病管理を行うにつき必要な体制を確保しています。

②患者様の状態に応じ以下の対応が可能です。

※高血圧、脂質異常症(高脂血症、高コレステロール症等)、糖尿病に関して療養指導に同意した患者様が対象となります。

(療養計画書についての初回、患者様の署名は不要となりました。)

③糖尿病を主病とする患者様については糖尿病薬剤以外の薬剤については「在宅自己注射管理料」の算定されます。

③予約診療を実施していない医療機関(当院)は次回の受診日を決めます。

〔生活習慣病管理料・特定疾患療養管理料の処方箋発行について〕

・症状により28日以上 of 長期の投薬あるいはリフィル処方箋の交付を行うことが可能です。

※リフィル処方にあたって、交付が可能かどうかは病状に応じて医師が個別に投与期間を判断します。

注)睡眠薬、湿布薬の処方が含まれる場合はリフィル処方できません。